

国民年金保険料の免除制度と納付猶予制度について

経済的な理由などでどうしても保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される制度があります。

また平成17年4月から、30歳未満の方の保険料の納付を猶予される制度（若年者納付猶予制度）が創設されました。

* 免除の種類

全 額 免 除	半 額 免 除
<p>保険料の全額（月額13,580円）が免除</p> <p>全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が1/3として計算されます。</p>	<p>保険料の半額（月額6,790円）が免除され、残りの半額を納付</p> <p>半額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が2/3として計算されます。</p>

所得による免除の基準

審査は申請者本人、申請者の配偶者、世帯主の前年所得により判定されます。所得の基準を超えていても、失業した場合や天災により損害を受けた場合などの理由で免除が承認されることもあります。

* 若年者納付猶予制度（30歳未満の第1号被保険者の方が対象）

納 付 猶 予
<p>保険料の納付が猶予される</p> <p>猶予された期間は、年金額には反映されませんが、将来年金を受け取るための受給資格期間に算入されます。</p>

所得による猶予の基準

審査は、申請者本人、申請者の配偶者の前年所得により判定されます。免除の審査とはちがい、世帯主の所得は判定に含みません。

* 申請するところ

住民課または溝口分庁舎総合窓口課です。申請後の承認事務は社会保険事務所でを行います。後ほど審査結果の通知が直接申請者に送られます。

なお、現在免除又は納付猶予の承認を受けている方は、6月末で免除期間が終わりますので、7月以降も免除を希望される場合は、早めに申請手続きにお越しく下さい。

問い合わせ先

住民課

☎ 68 - 3115

米子社会保険事務所

☎ 34 - 6111